



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第50号 令和5年12月27日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【条例】

番号	表題	担当課名
4 1	徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例	環境管理課
4 2	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
4 3	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	同
4 4	知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例	同
4 5	徳島県部等設置条例の一部を改正する条例	同
4 6	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	同
4 7	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同
4 8	知事の退職手当の特例に関する条例	職員厚生課
4 9	徳島県税条例等の一部を改正する条例	税務課
5 0	徳島県こども未来基金条例	こども未来局 こどもまんなか 政策課
5 1	徳島県公告式条例の一部を改正する条例	監察局法制文書課

**【 条例 】**

番 号	表 題	担当課名
5 2	徳島県学校職員給与条例の一部を改正する 条例	教育委員会
5 3	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同
5 4	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及 び一般職の任期付研究員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例	公安委員会
5 5	徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同

**【 規則 】**

番 号	表 題	担当課名
4 7	徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を 改正する規則	環境管理課
4 8	技能労務職員の給与に関する規則の一部を 改正する規則	人事課
4 9	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	同
5 0	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	同
5 1	徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一 部を改正する規則	都市計画課
5 2	徳島県収入証紙条例施行規則及び徳島県会 計規則の一部を改正する規則	出納局会計課

**【 訓令 】**

番 号	表 題	担当課名
1 3	職員の旅費に関する条例第2条第2項の規 定による職務の等級を定める訓令の一部を 改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例（条例第四十一号）

一 次に掲げる条例に規定する使用料及び手数料について、証紙による収入の方法以外の方法による徴収を可能とすることとした。

1 徳島県公害紛争処理条例

2 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例

3 徳島県飼料検定条例

二 この条例は、令和六年一月一日から施行することとした。

● 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の全ての基準給料月額を引き上げることとした。

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を四十一万五千六百円に引き上げることとした。

(二) 通勤手当について、交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額及び運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額に関する規定を廃止することとした。

(三) 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十五（特定幹部職員にあっては、百分の百五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の七十（特定幹部職員にあっては、百分の六十）とすることとした。

(四) 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二十二・五（特定幹部職員にあっては、百分の百二・五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の六十八・七五（特定幹部職員にあっては、百分の五十八・七五）とすることとした。

(五) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百五（特定幹部職員にあっては、百分の百二十五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十（特定幹部職員にあっては、百分の六十）とすることとした。

(六) 勤勉手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二・五（特定幹部職員にあっては、百分の百二十二・五）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の四十八・七五（特定幹部職員にあっては、百分の五十八・七五）とすることとした。

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表

について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとした。

## 2 期末手当の改定

- (一) 十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。
- (二) 六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十とすることとした。

## 三 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2の(四)及び(六)並びに二の2の(二)については、令和六年四月一日から施行することとした。
- 2 一の1及び2の(一)並びに二の1については令和五年四月一日から、一の2の(二)については同年六月一日から、一の2の(三)及び(五)並びに二の2の(一)については同年十二月一日から適用することとした。

## ● 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）

- 一 新たに採用された職員に対し、赴任に係る旅費を支給することとした。
- 二 赴任に係る旅費の支給を受けられることができる職員等との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるものに対し、赴任に係る旅費に相当する旅費を支給することができることとした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定（新たに採用された職員が赴任した場合の旅費に係る部分に限る。）は、令和五年十月一日以後に新たに採用された職員の旅費について適用することとした。

## ● 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）

- 一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。
- 二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十とすることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和六年四月一日から施行することとした。

四 一については、令和五年十二月一日から適用することとした。

## ● 徳島県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）

- 一 知事の直近下位の内部組織として、新たに知事直轄組織を設置することとした。
- 二 危機管理環境部、政策創造部、経営戦略部、未来創生文化部、商工労働観光部及び監察局を改組し、危機管理部、企画総務部、観光スポーツ文化部、生活環境部、こども未来部及び経済産業部を設置することとした。

三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

四 職員の給与に関する条例について所要の整理を行うこととした。

## ● 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）

- 一 勤勉手当の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間があるものに対し、当該基準日に係る勤勉手当を支給することとした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

## ● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）

- 一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百三十二・五とすることとした。
- 二 会計年度任用職員に適用される職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第四十二号）による改正後の給料表については、令和五年四月一日から適用することとした。
- 三 期末手当の支給割合は、常勤職員の例によることとした。
- 四 勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 五 その他所要の整備を行うこととした。
- 六 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、三から五までについては、令和六年四月一日から施行することとした。
- 七 一については、令和五年十二月一日から適用することとした。

● **知事の退職手当の特例に関する条例（条例第四十八号）**

- 一 令和五年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しないこととした。
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **徳島県税条例等の一部を改正する条例（条例第四十九号）**
- 一 個人の県民税の賦課徴収に関し市町村長が報告すべき事項について、森林環境税の賦課徴収の開始に伴う所要の改正を行うこととした。
  - 二 その他所要の整備を行うこととした。
  - 三 この条例は、令和六年一月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県こども未来基金条例（条例第五十号）**

- 一 本県の未来を担うこどもが、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するために、徳島県子どもはぐくみ条例その他の法令等を踏まえて実施するこども及び子育て当事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県こども未来基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。
- 四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。
- 五 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 六 次に掲げる条例は、廃止することとした。
  - 1 徳島県安心こども基金条例
  - 2 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例

● **徳島県公告式条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）**

- 一 知事の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならないこととした。
- 二 一について、知事及び教育委員会以外の県の機関の定める規則その他の規程で公表を要するものに準用することとした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。
- 四 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例**（条例第五十二号）

- 一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日（一部については、令和六年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五十三号）

- 一 会計年度任用学校職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。
- 二 会計年度任用学校職員に適用される徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第五十二号）による改正後の給料表については、令和五年四月一日から適用することとした。
- 三 会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 四 その他所要の整備を行うこととした。
- 五 この条例は、公布の日（一部については、令和六年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五十四号）

- 一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日（一部については、令和六年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五十五号）

- 一 会計年度任用警察職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。
- 二 会計年度任用警察職員に適用される徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第五十四号）による改正後の給料表については、令和五年四月一日から適用することとした。
- 三 会計年度任用警察職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 四 その他所要の整備を行うこととした。
- 五 この条例は、公布の日（一部については、令和六年四月一日）から施行することとした。

● **徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十七号）

- 一 徳島県公害紛争処理条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和六年一月一日から施行することとした。

● **技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則**（規則第四十八号）

一 全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員  
の全ての基準給料月額を引き上げることとした。

二 職員を昇格させた場合における号俸を改めることとした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和六年  
四月一日から施行することとした。

四 一については、令和五年四月一日から適用することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則  
第四十九号）**

一 徳島県文化財巡視員及び徳島県教育支援委員会調査員の報酬の額を改定することと  
した。

二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和五年四月一日から  
適用することとした。

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第五十号）**

一 徳島県こども未来基金条例の制定に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）**

一 宅地造成等規制法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則及び徳島県会計規則の一部を改正する規則（規則第二十  
二号）**

一 証紙による収入の方法によらないことができる場合を追加することとした。

二 一で追加する場合における使用料及び手数料の徴収手続について、必要な規定を設  
けることとした。

三 この規則は、令和六年一月一日から施行することとした。

徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十一号

徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例

(徳島県公害紛争処理条例の一部改正)

**第一条** 徳島県公害紛争処理条例(昭和四十五年徳島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削り、同条第四項中「、知事が定めるところにより」を削り、「徳島県収入証紙をもつて」を「手数料を」に改め、同項を同条第三項とする。

(徳島県保健所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(使用料等の納付)

**第六条** 使用料及び手数料は、申請等の際納付し、又は納入通知書の指定する納期限までに納付しなければならない。

(徳島県飼料検定条例の一部改正)

**第三条** 徳島県飼料検定条例(昭和五十二年徳島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、徳島県収入証紙により」を削る。

#### 附則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。



職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田正純

#### 徳島県条例第四十二号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項第一号中「四十一万四千八百円」を「四十一万五千六百円」に改める。

第八条第二項第一号中「以下の号及び次項」を「次項」に、「いう。」を「いう。」に改め、ただし書を削り、同項第三号を次のように改める。

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額、第一号に定める額又は前号に定める額

第十一条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第十一条の四第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				

	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600						
	95		296,200	344,100						
	96		296,600	344,500						
	97		296,800	344,700						
	98		297,100	345,100						
	99		297,500	345,500						
	100		297,900	345,800						
	101		298,100	346,100						
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 研究職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200

	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
77	271,600	323,800	391,700			
78	272,600	324,800	392,300			
79	273,600	325,700	392,900			
80	274,500	326,600	393,500			
81	275,500	327,500	394,100			
82	276,600	328,300	394,700			
83	277,700	329,000	395,300			
84	278,600	329,600	395,900			
85	279,500	330,100	396,400			
86	280,400	330,600	396,900			
87	281,300	331,100	397,400			
88	282,000	331,500	398,100			
89	282,800	331,800	398,500			
90	283,900	332,300				
91	284,900	332,800				

	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 385,700

備考 この表は、人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第三 医療職給料表（第四条関係）

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800



	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	

	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	

	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				

	90		291,700	327,800	348,600				
	91		291,900	328,200	349,000				
	92		292,100	328,600	349,300				
	93		292,500	328,900	349,700				
	94		292,700	329,100	350,000				
	95		292,900	329,500	350,300				
	96		293,200	329,800	350,600				
	97		293,500	330,000	350,900				
	98		293,700	330,300	351,300				
	99		293,900	330,600	351,700				
	100		294,200	330,900	352,100				
	101		294,500	331,100	352,600				
	102		294,700	331,400	353,000				
	103		294,900	331,800	353,400				
	104		295,200	332,000	353,800				
	105		295,500	332,200	354,300				
	106			332,400					
	107			332,800					
	108			333,000					
	109			333,200					
	110			333,600					
	111			334,000					
	112			334,400					
	113			334,600					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める業務に従事するものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900

	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		

90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			



	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

備考 この表は、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会  
が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 特定獣医師職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	182,900	245,100	286,600	323,400	365,500	410,300	459,900
	2	184,400	247,000	288,800	325,600	368,100	412,700	463,000
	3	186,000	248,900	291,000	327,800	370,500	415,200	466,000
	4	187,600	250,400	293,200	329,800	372,900	417,600	469,000
	5	189,100	252,300	295,200	331,800	374,800	419,500	472,000
	6	191,200	254,400	297,500	333,800	377,300	421,600	475,000
	7	193,200	256,200	299,900	335,700	379,600	423,700	478,000
	8	195,200	258,000	302,200	337,600	382,100	425,900	481,100
	9	196,800	259,900	303,800	339,400	384,500	427,800	483,800
	10	198,500	261,500	306,300	341,300	387,100	429,900	486,900
	11	200,000	263,000	308,300	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	201,500	264,400	310,500	345,100	392,300	433,900	493,000
	13	203,200	265,700	312,800	347,100	394,600	435,600	495,700
	14	204,600	267,400	314,600	349,100	396,900	437,400	498,000
	15	206,000	269,200	316,100	351,100	399,100	439,300	500,300
	16	207,400	270,800	317,700	352,900	401,400	441,200	502,600
	17	209,200	272,200	319,300	354,700	403,200	443,000	504,600
	18	210,900	273,800	321,300	356,600	405,100	444,800	506,000
	19	212,600	275,400	323,500	358,500	407,000	446,600	507,500
	20	214,000	277,200	325,300	360,500	408,800	448,300	508,900
	21	215,500	279,200	327,000	362,200	410,600	450,100	510,100
	22	217,300	281,200	328,900	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	219,100	283,100	330,700	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	220,700	285,200	332,500	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	222,200	286,800	334,200	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	223,700	288,900	336,200	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	225,300	290,700	338,100	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	226,700	292,600	340,000	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	228,000	294,700	341,700	377,300	423,600	460,700	520,100
	30	229,400	296,100	343,600	379,200	424,900	461,400	521,000
	31	230,700	297,700	345,400	381,100	426,200	462,200	521,900
	32	232,100	299,300	347,100	382,800	427,400	462,900	522,800
	33	233,400	300,700	348,300	384,000	428,600	463,600	523,600
	34	234,900	302,100	350,100	385,600	429,900	464,400	524,500
	35	236,500	303,500	352,000	387,100	431,200	465,100	525,200
	36	237,800	304,700	353,900	388,600	432,400	465,700	525,700
	37	239,000	305,900	355,600	390,100	433,600	466,200	526,400
	38	240,500	307,300	357,400	391,000	434,400	466,800	527,000
	39	241,900	308,600	359,200	392,000	435,200	467,400	527,800
	40	243,200	310,000	360,900	392,900	436,000	468,000	528,400
	41	244,100	311,400	362,600	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	245,500	312,800	364,000	395,100	437,300	469,000	
	43	246,500	314,200	365,400	396,200	438,000	469,400	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	44	247,900	315,700	366,800	397,300	438,700	469,700
	45	249,100	317,200	367,800	398,200	439,500	470,000
	46	250,100	318,700	368,900	398,900	440,300	
	47	251,000	320,200	369,900	399,600	440,700	
	48	252,000	321,500	370,900	400,300	441,400	
	49	253,000	322,500	371,600	400,800	441,900	
	50	253,800	323,700	371,900	401,300	442,300	
	51	254,600	324,900	372,400	401,800	442,700	
	52	255,400	326,100	372,900	402,200	443,100	
	53	256,200	327,100	373,300	402,600	443,500	
	54	257,300	328,100	373,800	402,900	443,900	
	55	258,400	329,000	374,400	403,200	444,300	
	56	259,500	329,900	374,900	403,500	444,600	
	57	260,700	330,600	375,400	403,800	444,900	
	58	261,900	331,300	376,000	404,100	445,300	
	59	263,000	332,000	376,600	404,400	445,600	
	60	264,100	332,800	377,100	404,700	445,900	
	61	265,100	333,400	377,500	405,000	446,200	
	62	266,100	333,900	378,000	405,300		
	63	267,100	334,500	378,600	405,600		
	64	268,000	335,000	379,200	405,900		
	65	268,900	335,400	379,700	406,200		
	66	269,900	335,600	380,300	406,500		
	67	270,800	336,000	380,600	406,800		
	68	271,700	336,500	381,100	407,100		
	69	272,700	336,800	381,700	407,300		
	70	273,600	337,300	382,200	407,600		
	71	274,500	337,700	382,700	407,900		
	72	275,400	338,100	383,200	408,100		
	73	276,300	338,600	383,700	408,300		
	74	277,200	339,100	384,200	408,600		
	75	278,100	339,600	384,700	408,900		
	76	279,000	340,000	385,100	409,100		
	77	280,000	340,200	385,500	409,300		
	78	281,000	340,600	385,800			
	79	281,800	341,100	386,100			
	80	282,700	341,500	386,300			
	81	283,200	341,800	386,500			
	82	284,000		386,800			
	83	284,800		387,100			
	84	285,700		387,300			
85	286,600		387,500				
86	287,400		387,800				
87	288,200		388,100				
88	289,000		388,300				
89	289,700		388,500				
90	290,200						
91	290,600						

	92	291,000						
	93	291,400						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 211,100	円 241,800	円 284,300	円 316,500	円 358,000	円 391,200	円 442,400

備考 この表は、保健所等に勤務する獣医師で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第十一条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号俸	給料月額 円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号俸	給料月額 円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第六条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条第二項第一号及び第三号、第十一条第二項及び第三項並びに第十一条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は令和五年四月一日から、第一条の規定（給与条例第八条第二項第一号及び第三号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年六月一日から、第一条の規定（給与条例第十一条第二項及び第三項並びに第十一条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の給与条例又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第四十三号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 職員 知事、副知事、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、企業局長及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する者を除く。）（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者を除く。）をいう。

第二条第一項第六号中「採用された職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同条第二項中「職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第二号）」を、「徳島県学校職員給与条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第四号）」を、「徳島県地方警察職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）」を加え、「による」を「（以下「行政職給料表」という。）による」に改める。

第三条第一項中「その」を「当該」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条第二項第一号中「ため」を「ための」に、「には」を「には、」に改め、同条第三項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「より、」を「より」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に、「旅費は」を「旅費は、」に改め、同条第四項中「ため」を「ため、」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条第五項中「旅費」を「旅費」に、「以下本条」を「次項」に、「第四条第三項」を「次

条第三項」に、「より、」を「より」に、「あつた」を「ある」に、「うち、」を「うち」に改め、同条第六項中「より、」を「より」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項及び第二項の規定による赴任に係る旅費の支給を受けることができな職員又はその遺族であつて、これらの規定により赴任に係る旅費の支給を受けることができる者との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるものには、この条(第四項を除く。)の規定に準じて、赴任に係る旅費に相当する旅費を支給することができる。

第二十三条を次のように改める。

### 第二十三条 削除

第三十八条を削り、第三十九条を第三十八条とする。

### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定(新たに採用された職員が赴任した場合の旅費に係る部分に限る。)は、令和五年十月一日以後に新たに採用された職員の旅費について適用する。



知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

#### 徳島県条例第四十四号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

**第二条** 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

#### 附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて令和五年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十五号

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例

徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次の部及び局」を「知事直轄組織（秘書、広報及び県行政の総合的な企画調整並びに知事の特命に関する事項を分掌する組織をいう。）及び次の部」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 危機管理部
- 二 企画総務部
- 三 観光スポーツ文化部
- 四 生活環境部
- 五 こども未来部
- 六 保健福祉部
- 七 経済産業部
- 八 農林水産部
- 九 県土整備部

第二条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部等」を「部」に改め、同条第一号中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改め、二を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「経営戦略部」を「企画総務部」に改め、ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。



び局」や「それぞれ「部」及び「局」や「直近下位組織」並びに同項の規定に基づき当該部及び局」及び「直近下位組織」並びに「規則」及び「規則」並びに「部、局」や「直近下位組織」。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第九条第一項（一）及び「第十条第一項（一）の下に「同条例」を加え、同条第二項中「又は」を「、」に改め、「第十八条の四第一項」の下に「、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条の二第二項（同条例第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例第十条の二第二項（同条例第十九条の二第二項において準用する場合を含む。）又は徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条の二第二項（同条例第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第四十七号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項ただし書中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改める。  
附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和五年改正条例の規定の準用）

4 第三条第一項の規定による給料表については、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第四十二号。以下この項及び次項において「令和五年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和五年改正条例第一条の規定（給与条例第八条第二項第一号及び第三号、第十一条第二項及び第三項並びに第十一条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

5 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項に規定する給料表を適用する場合においては、令和五年改正条例附則第三項の規定（令和五年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与に係る部分に限る。）を準用する。

**第二条** 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第九条第一項中「（任期の定めが六月以上の者に限る。）」を削り、「以下」を「以下この条においてこれらの日を」に、「職員に」を「フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが六月以上の者に限る。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用職員であって、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前年度内

における会計年度任用職員としての任期（任命権者が定めるものに限る。）の合計が六月以上であるものは、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

第九条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前各項」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「人事委員会規則で」とあるのは、「任命権者が」とする。

第九条中第五項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

**第九条の二** フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期の定めが六月以上の者に限る。）に対して、任命権者が定める日に支給する。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者が定めるものに限る。）の合計が六月以上であるものは、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第十一条の四第一項後段に係る部分を除き、常勤職員の例による。この場合において、同条第二項第一号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」とする。

第十七条中「任期の定めが六月以上の」を削り、「同条第四項」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第十七条において準用する前項」と、同条第三項に、「報酬」を「報酬」に改め、「換算した額」の下に「」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十七条において準用する前三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

**第十七条の二** 第九条の二の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任命権者が定める者を除く。）の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十七条の二第一項において準用する前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十七条の二第一項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第九条の二第三項の規定によりその例によることとされる給与条例第十一条の四第三項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の額を任命権者が定める方法により一月当たりの報酬の額に換算した額」とする。

第二十二条第一項後段を次のように改める。

この場合において、同条第六項中「人事委員会が任命権者と協議して、人事委員会規則で」とあるのは、「任命権者が」とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条第五項ただし書の改正規定に限る。）による改正後の同条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。



知事の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事  
後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十八号

知事の退職手当の特例に関する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和五十六年徳島県条例第二十二号）第二条の規定にかかわらず、令和五年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県条例第四十九号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

### 第一条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号及び第三号中「県民税及び」を「個人の県民税及び個人の」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「と個人」を「個人」に、「との」を「及び森林環境税の課税額の」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

#### 四 森林環境税の課税額の総額

第二十条の十第二項及び第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「場合においては」を「と認める場合には」に改める。

附則第十八項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に、「「特例適用住宅」を「特例適用住宅」と、「同条第二項第一号」を「法第七十三条の二十四第二項第一号」に改める。

(徳島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

### 第二条 徳島県税条例等の一部を改正する条例(令和元年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち徳島県税条例第二十条の十一の見出し及び同条の改正規定中「の見出し中「徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同条」及び「、「徴収金」を「徴収金又は森林環境税に係る徴収金」に」を削り、「場合は」を「場合(当該地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金を併せて県に払い込む場合を含む。）」に改める。

附則

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県税条例第二十条の十の改正規定（同条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号を改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える改正規定を除く。）及び附則第十八項の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十第一項第四号及び第五号の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税の賦課徴収に関する報告について適用し、令和五年度分までの個人の県民税の賦課徴収に関する報告については、なお従前の例による。

徳島県子ども未来基金条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県条例第五十号

### 徳島県子ども未来基金条例

#### (設置)

**第一条** 本県の未来を担う子どもが、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するために、徳島県子どもはぐくみ条例（平成二十五年徳島県条例第十四号）その他の法令等を踏まえて実施することも及び子育て当事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県子ども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立額)

**第二条** 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

#### (管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

**第六条** 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。  
(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(処分に関する特例)

2 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。  
(徳島県安心こども基金条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

一 徳島県安心こども基金条例（平成二十一年徳島県条例第二号）

二 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例（令和二年徳島県条例第十五号）  
(徳島県安心こども基金条例等の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の徳島県安心こども基金条例による徳島県安心こども基金及び同項の規定による廃止前の徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例による徳島県次世代はぐくみ未来創造基金は、この条例による基金とみなす。

徳島県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田正純

#### 徳島県条例第五十一号

徳島県公告式条例の一部を改正する条例

徳島県公告式条例（昭和二十五年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「趣旨」を付し、同条中「第十六条」を「第十六条第四項及び第五項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二条に見出しとして「条例の公布」を付し、同条第一項中「及び規則」及び「又は制定」を削り、同条第二項中「及び規則」を削り、「但し」を「ただし」に、「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改め、同項に項番号を付する。

第三条に見出しとして「知事の定める規則の公布等」を付し、同条第一項を次のように改める。

知事の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

第三条第二項中「前項の」の下に「規則その他の」を加え、同項に項番号を付する。

第四条を次のように改める。

（県の機関の定める規則の公布等）

**第四条** 前条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他の県の機関（知事及び教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則その他の規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第一項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第五条に見出しとして「（規則その他の規程の施行期日）」を付し、同条中「規則又は県」を「知事又は県」に改め、「及び」及び「それぞれ」を削り、「又は規程をもつて」を「その他の規程をもつて」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第五十二号

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

**第一条** 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「以下の号及び次項」を「次項」に、「いう。」を「いう。」に改め、ただし書を削り、同項第三号を次のように改める。

三 前項第三号に掲げる学校職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額、第一号に定める額又は前号に定める額

第十四条の三第一項第一号中「五万八千円」を「五万千円」に改める。

第十五条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に改める。

第十五条の二の三第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。  
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 小学校中学校教育職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	



	44	247,800	279,900	359,000	380,600
	45	249,100	282,000	360,700	382,000
	46	250,400	284,200	362,400	383,600
	47	251,600	286,300	363,700	385,100
	48	252,700	288,200	365,100	386,600
	49	253,800	290,300	366,300	387,900
	50	255,100	292,000	367,800	389,400
	51	256,400	293,800	369,400	390,800
	52	257,400	295,500	370,900	392,100
	53	258,500	296,800	372,300	393,300
	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100

92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		
139		401,800		

	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員並びに中等教育学校に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しない者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 高等学校等教育職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	

	44	248,600	302,700	361,000	410,700
	45	249,700	304,700	362,800	412,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400
	47	252,100	309,000	366,600	414,900
	48	253,100	311,200	368,500	416,400
	49	254,200	313,300	370,100	418,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400
	51	256,700	317,800	373,800	421,000
	52	258,000	319,900	375,800	422,500
	53	259,100	322,000	377,600	424,200
	54	260,300	323,500	379,400	425,700
	55	261,600	325,000	381,100	427,300
	56	262,600	326,500	382,700	428,900
	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	
	89	296,000	382,900	425,300	
	90	297,100	384,200	426,300	
	91	298,200	385,300	427,300	

92	299,200	386,500	428,300
93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	
133	324,500	414,300	
134	324,700	414,600	
135	324,900	414,900	
136	325,200	415,100	
137	325,500	415,300	
138	325,700	415,600	
139	326,000	415,900	

	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 332,200	円 416,600

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 行政職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200



	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		

	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
	94		295,900	343,600			
	95		296,200	344,100			
	96		296,600	344,500			
	97		296,800	344,700			
	98		297,100	345,100			
	99		297,500	345,500			
	100		297,900	345,800			
	101		298,100	346,100			
	102		298,400	346,500			
	103		298,800	346,900			
	104		299,100	347,300			
	105		299,300	347,800			
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する普通職員に適用する。

別表第四 医療職給料表（第四条関係）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300

	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		

	92		292,100	328,600	349,300	
	93		292,500	328,900	349,700	
	94		292,700	329,100	350,000	
	95		292,900	329,500	350,300	
	96		293,200	329,800	350,600	
	97		293,500	330,000	350,900	
	98		293,700	330,300	351,300	
	99		293,900	330,600	351,700	
	100		294,200	330,900	352,100	
	101		294,500	331,100	352,600	
	102		294,700	331,400	353,000	
	103		294,900	331,800	353,400	
	104		295,200	332,000	353,800	
	105		295,500	332,200	354,300	
	106			332,400		
	107			332,800		
	108			333,000		
	109			333,200		
	110			333,600		
	111			334,000		
	112			334,400		
	113			334,600		
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100

備考 この表は、小学校、中学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

**第二条** 徳島県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に改める。

第十五条の二三第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百一・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に改める。

**附則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(徳島県学校職員給与条例(以下「給与条例」という。))第十一條第二項第一号及び第三号、第十五條第二項及び第三項並びに第十五條の二三第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は令和五年四月一日から、第一条の規定(給与条例第十一條第一号及び第三号の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年六月一日から、第一条の規定(給与条例第十五條第二項及び第三項並びに第十五條の二三第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

3 令和五年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の等級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第五十三号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項ただし書中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和五年改正条例の規定の準用）

4 第三条第一項の規定による給料表については、徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第五十二号。以下この項及び次項において「令和五年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和五年改正条例第一条の規定（給与条例第十一条第二項第一号及び第三号、第十五条第二項及び第三項並びに第十五条の二の三第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

5 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項に規定する給料表を適用する場合には、令和五年改正条例附則第四項の規定を準用する。

**第二条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、期末手当」の下に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第十条第一項中「（任期の定めが六月以上の者に限る。）を削り、「以下」を「以下この条においてこれらの日を」に、「職員に」を「フルタイム会計年度任用学校職員（任期の定めが六月以上の者に限る。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用学校職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前年度内における会計年度任用学校職員としての任期（委員会が定めるものに限る。）の合計が六月以上であるものは、任期の定めが六月以上のフルタイム会

計年度任用学校職員とみなして、前項の規定を適用する。

第十条第三項を削り、同条第四項中「の基準日」を「その基準日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「人事委員会規則で」とあるのは、「委員会が」とする。

第十条中第五項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当)

**第十条の二** フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用学校職員(任期の定めが六月以上の者に限る。)に対して、委員会が定める日に支給する。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用学校職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前年度内における会計年度任用学校職員としての任期(委員会が定めるものに限る。)の合計が六月以上であるものは、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用学校職員とみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給については、給与条例第十五条の二の三第一項後段に係る部分を除き、常勤職員の例による。この場合において、同条第二項第一号中「勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」とする。

第十九条中「任期の定めが六月以上の」を削り、「同条第四項」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第十九条において準用する前項」と、同条第三項に、「「報酬」を「報酬」に改め、「換算した額」の下に「」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十九条において準用する前三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(パートタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当)

**第十九条の二** 第十条の二の規定は、パートタイム会計年度任用学校職員(委員会が定める者を除く。)の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十条の二第三項の規定によりその例によることとされる給与条例第十五条の二の三第三項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の額を委員会が定める方法により一月当たりの報酬の額に換算した額」とする。

第二十四条第一項後段を次のように改める。



この場合において、同条第六項中「人事委員会が委員会と協議して、人事委員会規則で」とあるのは、「委員会が」とする。

#### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例第十条第五項ただし書の改正規定に限る。）による改正後の同条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田正純

#### 徳島県条例第五十四号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「以下の号及び次項」を「次項」に、「いう。」を「いう。」に改め、ただし書を削り、同項第三号を次のように改める。

三 前項第三号に掲げる警察職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額、第一号に定める額又は前号に定める額

第十八条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 公安職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200

	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
定年前再 任用短時 間勤務警 察職員以 外の警察 職員	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100			
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400			
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700			
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900			
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600				
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900				
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100				
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300				
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600				
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900				

92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300		
95	303,400	327,200	353,400	385,900		
96	304,700	328,500	354,800	386,400		
97	305,800	329,700	356,100	386,800		
98	307,000	331,000	357,300	387,200		
99	308,200	332,200	358,400	387,800		
100	309,400	333,400	359,600	388,300		
101	310,500	334,800	360,700	388,700		
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		
123	325,100	353,700	374,100	398,500		
124	325,600	354,100	374,500	399,000		
125	325,900	354,500	375,000	399,400		
126			375,500			
127			376,000			
128			376,500			
129			376,800			
130			377,300			
131			377,800			
132			378,300			
133			378,600			
134			379,100			
135			379,500			
136			379,900			
137			380,200			
138			380,700			
139			381,200			

	140			381,700								
	141			382,000								
定年前再 任用短時 間勤務警 察職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900		

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第二 行政職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	

	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
定年前再 任用短時 間勤務警 察職員以 外の警察 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				



	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600						
	95		296,200	344,100						
	96		296,600	344,500						
	97		296,800	344,700						
	98		297,100	345,100						
	99		297,500	345,500						
	100		297,900	345,800						
	101		298,100	346,100						
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再 任用短時 間勤務警 察職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、別表第三研究職給料表の適用を受ける一般職員以外の一般職員に適用する。

別表第三 研究職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200

	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
定年前再	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
任用短時	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
間勤務警	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
察職員以	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
外の警察	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
職員	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			

	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再 任用短時 間勤務警 察職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 385,700

備考 この表は、犯罪鑑識及び研究業務に従事する一般職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

**第四条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

#### 附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(徳島県地方警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第十三条第二項第一号及び第三号、第十八条第二項及び第三項並びに第十八条の四第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は令和五年四月一日から、第一条の規定(給与条例第十八条第二項及び第三項並びに第十八条の四第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年六月一日から、第一条の規定(給与条例第十八条第二項及び第三項並びに第十八条の四第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の給与条例又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田正純

## 徳島県条例第五十五号

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項ただし書中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改める。  
附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和五年改正条例の規定の準用）

4 第三条第一項の規定による給料表については、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第五十四号。以下この項及び次項において「令和五年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和五年改正条例第一条の規定（給与条例第十三条第二項第一号及び第三号、第十八条第二項及び第三項並びに第十八条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

5 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項第二号に掲げる行政職給料表を適用する場合には、令和五年改正条例附則第三項の規定（令和五年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与に係る部分に限る。）を準用する。

**第二条** 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第九条第一項中「（任期の定めが六月以上の者に限る。）」を削り、「以下」を「以下この条においてこれらの日を」に、「職員に」を「フルタイム会計年度任用警察職員（任期の定めが六月以上の者に限る。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用警察職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前年

度内における会計年度任用警察職員としての任期（任命権者が定めるものに限る。）の合計が六月以上であるものは、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用警察職員とみなして、前項の規定を適用する。

第九条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「人事委員会規則で」とあるのは、「任命権者が」とする。

第九条中第五項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（フルタイム会計年度任用警察職員の勤勉手当）

**第九条の二** フルタイム会計年度任用警察職員の勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用警察職員（任期の定めが六月以上の者に限る。）に対して、任命権者が定める日に支給する。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用警察職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前年度内における会計年度任用警察職員としての任期（任命権者が定めるものに限る。）の合計が六月以上であるものは、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用警察職員とみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用警察職員の勤勉手当の支給については、給与条例第十八条の四第一項後段に係る部分を除き、常勤職員の例による。この場合において、同条第二項第一号中「勤勉手当基礎額に当該警察職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」とする。

第十七条中「任期の定めが六月以上の」を削り、「同条第四項」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第十七条において準用する前項」と、同条第三項に、「、「報酬」を「報酬」に改め、「換算した額」の下に「」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十七条において準用する前三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用警察職員の勤勉手当）

**第十七条の二** 第九条の二の規定は、パートタイム会計年度任用警察職員（任命権者が定める者を除く。）の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十七条の二第一項において準用する前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十七条の二第一項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第九条の二第三項の規定によりその例によることとされる給与条例第十八条の四第三項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の額を任命権者が定める方法により一月当たりの報酬の額に換算した額」とする。

第二十二条第一項後段を次のように改める。

この場合において、同条第六項中「人事委員会が任命権者と協議して、人事委員会規則で」とあるのは、「任命権者が」とする。

#### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条第五項ただし書の改正規定に限る。）による改正後の同条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。



## 徳島県規則第四十七号

徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十七年徳島県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該申請書に徳島県収入証紙をはつて」を「申請の際に」に、「当該参加申立書に徳島県収入証紙をはつて、それぞれ、」を「、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第四条第三項に規定する差額相当の手数料は、知事が指定する期間内に納めなければならぬ。

第二条第三項を削る。

### 附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

## 徳島県規則第四十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 技能労務職給料表（第2条関係）

職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800

32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	
	81	224,600	258,900	290,900	316,400	
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	
	84	225,500	259,700	292,300	317,300	
	85	225,800	259,900	292,600	317,500	
	86	226,100	260,100	293,100	317,900	
	87	226,400	260,400	293,700	318,200	
	88	226,700	260,700	294,200	318,400	
	89	227,000	260,900	294,500	318,600	
	90	227,400	261,100	295,000	318,900	
	91	227,700	261,400	295,500	319,200	
	92	228,000	261,600	295,800	319,500	
	93	228,200	261,900	296,200	319,700	
	94	228,500	262,200	296,700	320,000	
	95	228,800	262,500	297,200	320,300	
	96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700		
98	229,600	263,200	298,400	321,000		
99	229,800	263,400	298,900	321,300		
100	230,100	263,700	299,400	321,500		

101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	
129		271,100	307,900	
130		271,300	308,200	
131		271,600	308,500	
132		271,900	308,700	
133		272,100	308,900	
134		272,300		

	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700





24
25
25
26
26
27
27
に、
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
37
37
37
37
37

38
38
38
38
38
38
38
39
39
39
を
33
34
34
34
34
35
35
35
35
35
36
36
36
36
36

36
36
37
37
37
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38
38
に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第六の改正規定を除く。）による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。（給与の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。（補則）
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 徳島県規則第四十九号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の徳島県文化財巡視員の項中「五、三〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同二の徳島県教育支援委員会の項中「六、三〇〇円」を「六、八〇〇円」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

徳島県規則第五十号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

別表第二こどもまんなか政策課の項第十号を次のように改める。

十 徳島県こども未来基金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第五十一号

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

徳島県優良宅地認定事務に関する規則（平成十八年徳島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第十三条の三第九項第二号ロ」を「第十三条の三第八項第二号ロ」に、「第二十一条の十九第十項第二号ロ」を「第二十一条の十九第九項第二号ロ」に改める。

様式第一号及び様式第七号中「~~宅地開発促進法~~」を「~~宅地開発及び特定廃止促進法~~」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県優良宅地認定事務に関する規則の様式に相当する改正前の徳島県優良宅地認定事務に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県規則第五十二号

徳島県収入証紙条例施行規則及び徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則及び徳島県会計規則の一部を改正する規則

(徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正)

**第一条** 徳島県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年徳島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

(証紙による収入の方法によらない場合)

**第二条の二** 条例第二条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項又は徳島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十七年徳島県条例第二十三号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して申請、届出その他の手続をしようとする者が、当該手続に係る使用料又は手数料を納付する場合
- 二 県の区域外又は遠隔の地に居住する等の理由により証紙の売りさばきを受けることが困難であると認められる者が、使用料又は手数料を納付する場合

(徳島県会計規則の一部改正)

**第二条** 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「及び納期限」を削る。

第十六条第四項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 徳島県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年徳島県規則第二十四号)第二条の二第二号に規定する場合において、証紙による収入の方法によらずに収納する使用料及び手数料

第十六条の三に次の一項を加える。

- 3 徳島県収入証紙条例施行規則第二条の二第二号に規定する場合においては、歳入徴収権者は、同号に規定する者に納付書(様式第十一号)を交付することができる。
- 第六十六条の二の見出し中「領収証書」の下に「等」を加え、同条第一項中「の片」の下に「(納付書(様式第十一号)にあつては、当該納付書の領収証書及び納付済証の片)」を加える。

様式目次中「様式第十一号 削除」を「様式第十一号 納付書」に改める。  
様式第十一号を次のように改める。

様式第 1 1 号 納付書 (第 1 6 条の 3、第 6 6 条の 2 関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">77</div> <p style="text-align: center;">徳島県収納済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">口座記号番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">金額</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td colspan="3"></td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>納付区分</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>納付目的</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">33</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">納入者氏名</td> <td style="width: 55%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C V S 収 納 用</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名		口座記号番号		金額		収納機関番号	納付番号				確認番号	納付区分	納期限	年 月 日	納付目的			納入者氏名		領収日付印	発行機関			C V S 収 納 用			<p>徳島県原符兼 払込金受領証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入者氏名</td> <td style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table>	加入者名		口座記号番号		納付番号		金額		納入者氏名	様	発行機関		納期限	年 月 日	納付目的		領収日付印		<p>徳島県納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">会計年度</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">会計</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">科目</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">金額</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記の金額を納付します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">納入者</td> <td style="width: 55%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>発行機関</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会計年度		会計		科目		納付番号						金額						納入者		領収日付印	発行機関			納期限	年 月 日		納付目的			<p>徳島県納付済証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">会計年度</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">会計</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">科目</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">金額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納入者氏名</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発行機関</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付目的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">領収日付印</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	会計年度		会計		科目				納付番号				金額				納入者氏名		様		発行機関				納付目的				領収日付印			
加入者名		口座記号番号		金額																																																																																																										
収納機関番号	納付番号				確認番号																																																																																																									
納付区分	納期限	年 月 日	納付目的																																																																																																											
納入者氏名		領収日付印																																																																																																												
発行機関																																																																																																														
C V S 収 納 用																																																																																																														
加入者名																																																																																																														
口座記号番号																																																																																																														
納付番号																																																																																																														
金額																																																																																																														
納入者氏名	様																																																																																																													
発行機関																																																																																																														
納期限	年 月 日																																																																																																													
納付目的																																																																																																														
領収日付印																																																																																																														
会計年度		会計		科目																																																																																																										
納付番号																																																																																																														
金額																																																																																																														
納入者		領収日付印																																																																																																												
発行機関																																																																																																														
納期限	年 月 日																																																																																																													
納付目的																																																																																																														
会計年度		会計																																																																																																												
科目																																																																																																														
納付番号																																																																																																														
金額																																																																																																														
納入者氏名		様																																																																																																												
発行機関																																																																																																														
納付目的																																																																																																														
領収日付印																																																																																																														

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

徳島県訓令第十三号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令（昭和六十年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

本則中「職務の等級に」を「五級の職務に」に改め、本則の表を次のように改める。  
一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び第一号任期付研究員（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第八十七号）第五条第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。以下同じ。）以外の職員

研究職給料表	三級の五号俸から十二号俸まで
医療職給料表(一)	二級の九号俸から十二号俸まで
医療職給料表(二)	五級
医療職給料表(三)	五級
特定獣医師職給料表	四級

二 定年前再任用短時間勤務職員

研究職給料表	三級
医療職給料表(一)	三級
医療職給料表(二)	五級
医療職給料表(三)	五級



特定獣医師職給料表

四級

三 第一号任期付研究員

第一号任期付研究員に適用される給料表

二号俸

**附 則**

この訓令は、令和五年十二月二十七日から施行する。